

# 公 告

南国市制限付き一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、次のとおり制限付き一般競争入札を行いますので、実施要綱第 5 条及び南国市財務規則（昭和 45 年南国市規則第 4 号）第 72 条の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 20 日

南国市長 平山 耕三

## 記

### 第 1 入札に付する事項

- |   |      |                     |     |
|---|------|---------------------|-----|
| 1 | 物品名  | <u>自走式ラップ式トイレカー</u> |     |
| 2 | 納入場所 | 南国市役所駐車場            |     |
| 3 | 履行期間 | 令和 8 年 3 月 20 日     |     |
| 4 | 業務概要 | 自走式ラップ式トイレカー        | 1 台 |

### 第 2 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 本市の令和 7 年度競争入札参加資格（物品・役務）のうち、「車両、船舶、航空機」の「特殊自動車」に登録がある者
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に該当しない者であること。
- 3 銀行取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 4 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項もしくは第 19 条第 1 項もしくは第 2 項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、本市の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 5 この公告の日から当該業務の入札の日までの間に、本市から指名停止措置（指名回避を含む）を受けていない者であること。
- 6 南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則（平成 25 年南国市規則第

2号)第3条各号のいずれにも該当しない者。

7 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。  
なお、本業務に一般競争入札参加資格審査申請書を提出した者の間において以下の基準に該当する資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の入札参加資格を認めないこととする。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう、以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役員

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

第３ 契約条項を示す場所 南国市役所４階 財政課

第４ 入札参加資格審査申請書

当該の入札に参加しようとする者は、次の受付期間内に制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式１）（以下、「申請書」という。）を提出しなければならない。申請書を提出していない場合は、入札に参加することができない。

なお、申請書の提出に当たっては、持参するものとし、郵送又は電送による申請は受け付けない。

- １ 提出期間 この公告の日から令和７年１０月２３日（木）まで  
（土、日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。期間については以下同じ。）  
午前９時～午後５時（正午～午後１時までを除く）
- ２ 提出場所 南国市役所４階 財政課

第５ 入札参加資格の喪失

申請書受付後、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該業務の入札に参加することができない。

- １ 第２の入札参加資格を満たさなくなったとき
- ２ 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

第６ 仕様書について

１ 仕様書の閲覧

仕様書は、この公告の日から本市のホームページ上で、または当該業務の入札の前日の午後４時までの間、南国市役所４階閲覧室で、閲覧することができる。閲覧に際しては、閲覧室に掲示する注意事項を遵守すること。

２ 仕様書に対する質疑

仕様書の内容について質問がある場合は、閲覧室備え付けの質疑書により持参、電送または電子メールにより提出すること（郵送は受け付けない。）。

電送または電子メールにより提出する場合、財政課管財係に電話により受信確認を行うこと。受信確認がない場合は、質疑を受け付けできないことがある。

受付日時 令和７年１０月２１日（火） 午前９時から

令和７年１０月２４日（金） 正午まで

受付場所 南国市役所４階 財政課

FAX番号 088-880-6593

電子メール n-nyusatsu@city.nankoku.lg.jp

電話番号 088-880-6552

3 仕様書に対する回答

質疑に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

閲覧日時 令和7年10月27日（月） 午後1時

閲覧場所 南国市役所4階 閲覧室 および 本市ホームページ

ただし、閲覧室での閲覧は、入札の前日の午後4時までとする。

第7 入札参加資格決定通知

令和7年10月24日（金）に各社宛に発送する。

第8 入札及び開札の日時及び場所

1 入札日時 令和7年10月30日（木） 午前11時40分

2 入札場所 南国市上下水道局庁舎 2階会議室

ただし、日程等は変更することがある。この場合は、直ちに入札参加者全員に通知する。

第9 入札保証金

免除する。

第10 入札方法等

1 郵送による入札は、認めない。

2 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第11 入札の無効

この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札、南国市財務規則第78条の規定に該当する入札又は南国市競争入札心得（以下、「入札心得」という。）第9条第1号から第4号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

第12 入札の失格

入札心得第10条各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

第13 落札者の決定方法

- 1 予定価格の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札者と決定する。
- 2 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

#### 第 14 その他

- 1 第 4 の申請書を提出した者又は第 2 に掲げる資格要件を満たした者が 2 者に満たない場合は、入札を行わない。
- 2 当該業務の申請書を受理されなかった者は、当該入札に参加できない。
- 3 入札執行回数は 3 回までとする。
- 4 入札参加者はあらかじめ入札心得を承知すること。
- 5 提出書類に虚偽の記載がある場合は、契約を解除するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- 6 この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- 7 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
  - （1） 南国市建設工事請負業者指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
  - （2） 南国市建設工事請負業者指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
  - （3） その他の事由により第 2 入札参加資格に定める要件のいずれかを喪失したとき。